

# 今からでも障害年金大丈夫…?!

診断書を依頼する病院が見つからない!

前編

知的障がいのある息子  
太郎(19)

そうだね  
来月で太郎も  
20歳だし  
そろそろ  
準備するか

そういえば  
障害基礎年金って  
20歳から申請でき  
るんだよね

じゃあ明日  
区役所に  
行ってみよう



## POINT 20歳前後3ヶ月以内の診断書とは?

障害基礎年金の申請には**必ず医師の作成した診断書が必要**です。

20歳前後3ヶ月以内の診断書とは、その期間に受診したカルテに基づいて作成された年金用診断書という意味です。

この期間の診断書を提出して障害基礎年金が認められると、20歳到達の翌月分から障害基礎年金が受給できます。

監修



特定社会保険労務士  
しまだ ちえこ  
嶋田 千栄子 氏

メンタルヘルスマネジメントFT  
東京都中野区出身。平成16年よりパークレー社会保険労務士事務所開業。  
労務トラブルや社会保険手続き業務の他、障害年金請求代理業務に強みを持ち、  
特別支援学校の保護者向け障害年金セミナーでの講演は大変好評。  
【共著】『障害年金相談標準ハンドブック・請求代理の実務(H26 日本法令)』など

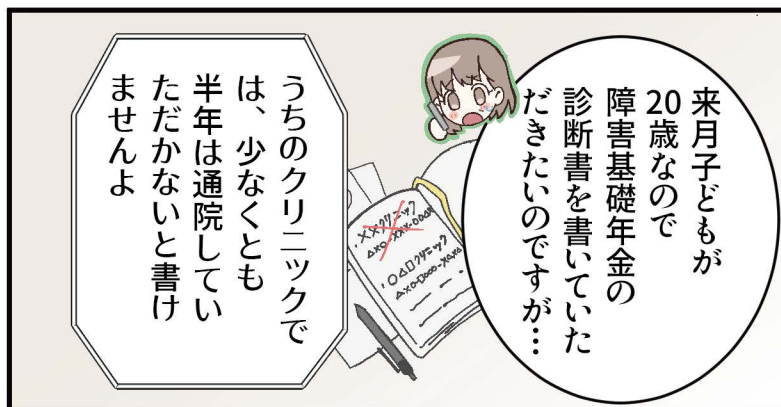
# 今からでも障害年金大丈夫・・・?!

診断書を依頼する病院が見つからない!

後編



## 次の日…



### POINT もしも20歳前後3ヶ月以内の診断書が用意できなかったら?

20歳前傷病の知的障害や発達障害での障害基礎年金申請の場合、小児科・精神科・神経科など診療科は幅広く認められています。ただし、病院によっては18歳や20歳以降は転院しなければならない、とか、一定期間受診しなければ診断書を作成してもらえない、といった事情により、すぐに診断書を作成して頂けないこともあります。

特に長い間受診をされていない方は、診断書依頼病院をどこにするか、早めに考えて、受診開始しておくのが良いでしょう。遅くとも18歳頃から主治医について検討しておくことをお勧めします。もしも、**20歳前後3ヶ月の診断書が用意できなかつたとしても、障害基礎年金は申請できます。**

その場合は、「事後重症請求」という申請の仕方になります。この場合は、20歳到達の翌月分からではなく、申請した翌月からの支給になってしまいます。本来はもらえたであろう期間の年金がもらえない、ということを防ぐためにも、主治医の検討はお早めに。